

教員養成における 学校安全の学修の充実について

2024年10月9日

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室

教育職員免許法施行規則（妙）【令和6年4月1日施行】

第一章 単位の修得方法等

第三条 免許法別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		教科及び教職に関する科目	前項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	三〇	三〇	一六
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	一〇	一〇	六
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	一〇	一〇	六
			総合的な学習の時間の指導法			
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術			
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
			生徒指導の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	五	五	五
			教職実践演習	二	二	二
	第六欄	大学が独自に設定する科目		二六	二	二

教職課程コアカリキュラム

(学校安全部分の抜粋)

教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
(学校と地域との連携および学校安全への対応を含む)

(3) 学校安全への対応

一般目標： 学校の管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する。

到達目標： 1) 学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む**学校安全の必要性**について理解している。

2) **生活安全・交通安全・災害安全**の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、**安全管理及び安全教育の両面**から具体的な取組を理解している。

第3次学校安全の推進に関する計画（概要）

- 学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項）
- 「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和4年3月25日（金）に閣議決定（計画期間：**令和4年度から令和8年度までの5年間**）

I 総論

第3次計画の策定に向けた課題認識

- 学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の実効性に課題
 - 学校安全の取組内容や意識の差
 - 東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性
- など

施策の基本的な方向性

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
- 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

目指す姿

- **全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること**
- 学校管理下における**児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること**
- 学校管理下における**児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること**

II 推進方策

教員養成段階について記載あり

5つの推進方策を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

3. 学校における安全に関する教育の充実

4. 学校における安全管理の取組の充実

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

Ⅱ 学校安全を推進するための方策

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

（6）教員養成における学校安全の学修の充実

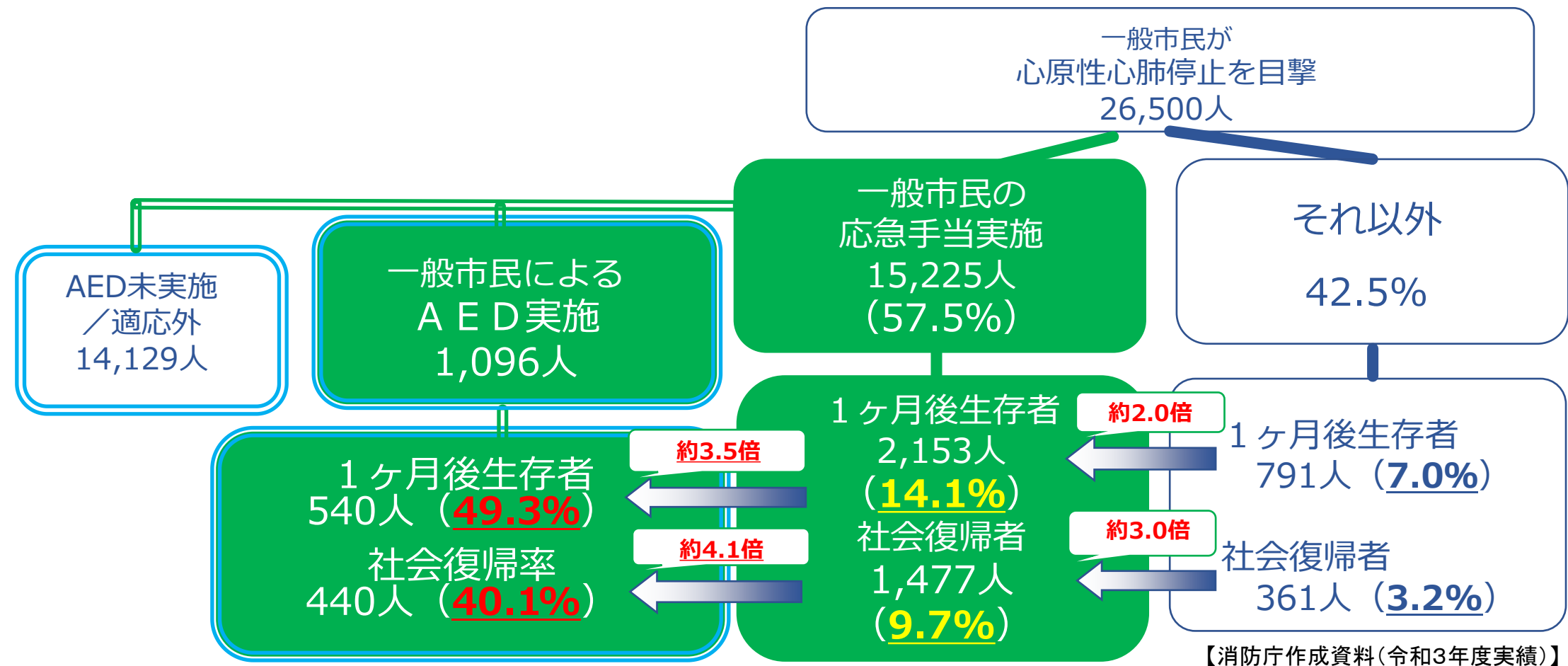
教員養成においては、リスク・マネジメントを含む学校安全について、児童生徒等や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、様々な場面に対応できる危機管理の知識や視点を備えた人材育成が求められる。現行の教職課程においても、こうした教職に必要な素養を身に付けさせるため、教職課程コアカリキュラムのうち、教育の基礎的理解に関する科目の中で学校安全への対応について扱うこととされている。しかしながら、大学等の教員養成機関では、学校安全の3領域全てを深く理解するための十分な学修が確保されていない点が懸念されている。

また、教員養成段階においては、学校安全の3領域を全て取り扱う中で、例えば、過去に発生した重大な事件・事故・災害の事例を用いて正常性バイアスなどの認知バイアスや権威勾配などの心理的な側面についても学修し、学校管理下において類似の事故を発生させないため、学校教育活動を進める上でどのような危険があるのかをイメージできる知識や視点を学べるようにする必要がある。さらに、防災教育を通して児童生徒等のどのような資質・能力を育むのかという視点を学生が持つことができるよう大学等は指導することが望ましい。

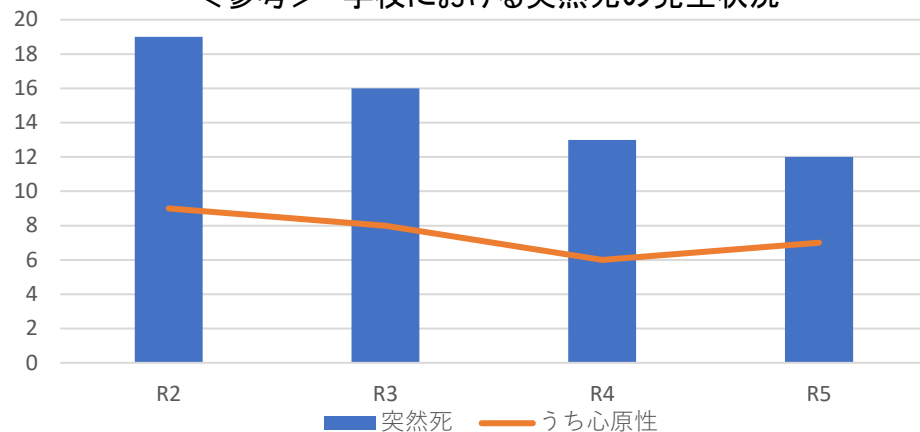
【主要指標】

- ・ 教員養成機関における、**学校安全の取扱状況**（学校安全の3領域、正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因の取扱い等）
- ・ 教員養成機関における、**A E Dを用いた実習を含む一次救命処置（BLS）の実施状況**

応急手当の救命効果（一般市民が心原性心肺停止を目撃した場合）



<参考> 学校における突然死の発生状況



毎年10件弱程度の
心原性の突然死が発生している

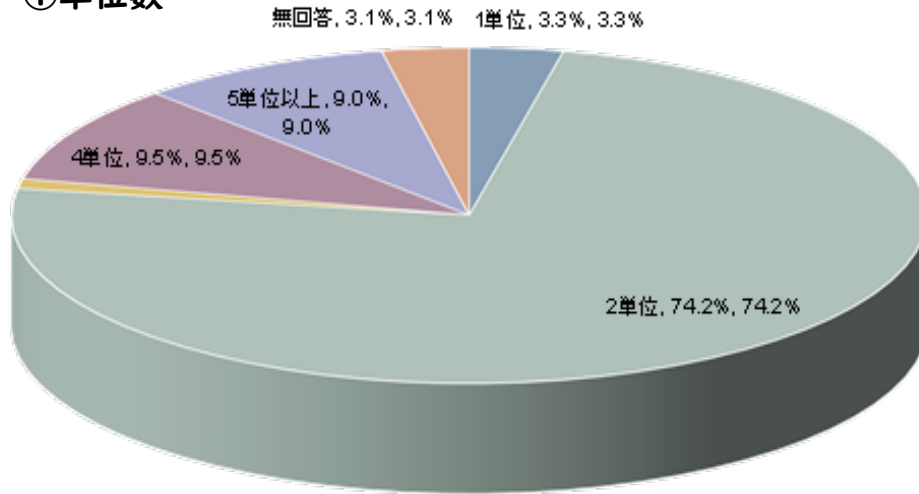
【日本スポーツ振興センター災害共済給付の実績から文部科学省作成】
※R5年度実績は速報値

令和5年度アンケート調査結果の概要

I 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」について

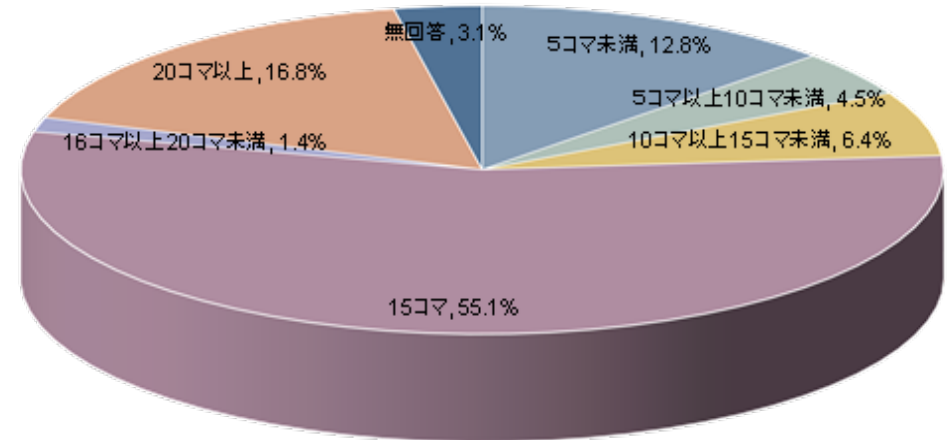
「教育の基礎的理解に関する科目」のうち
「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全を含む。）」の学修状況

①単位数

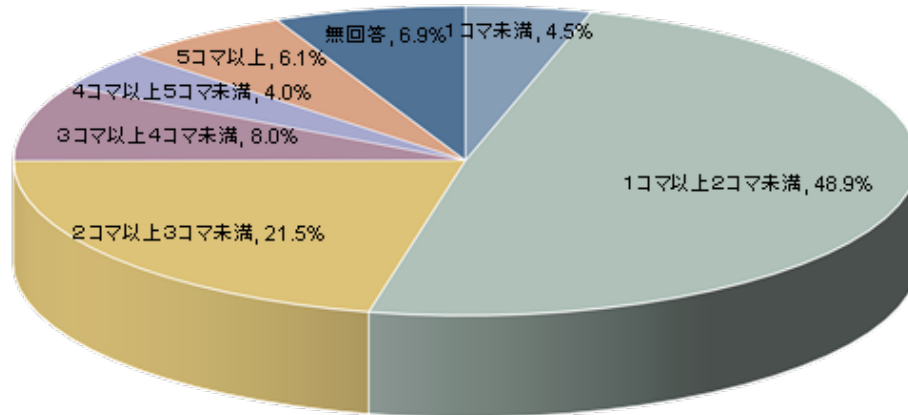


②コマ数

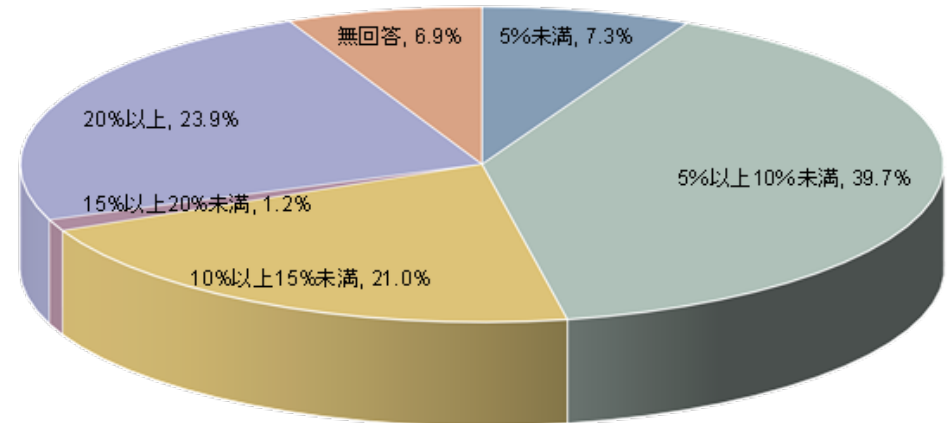
(n=423)



③カリキュラムにおける学校安全をふくむコマ数



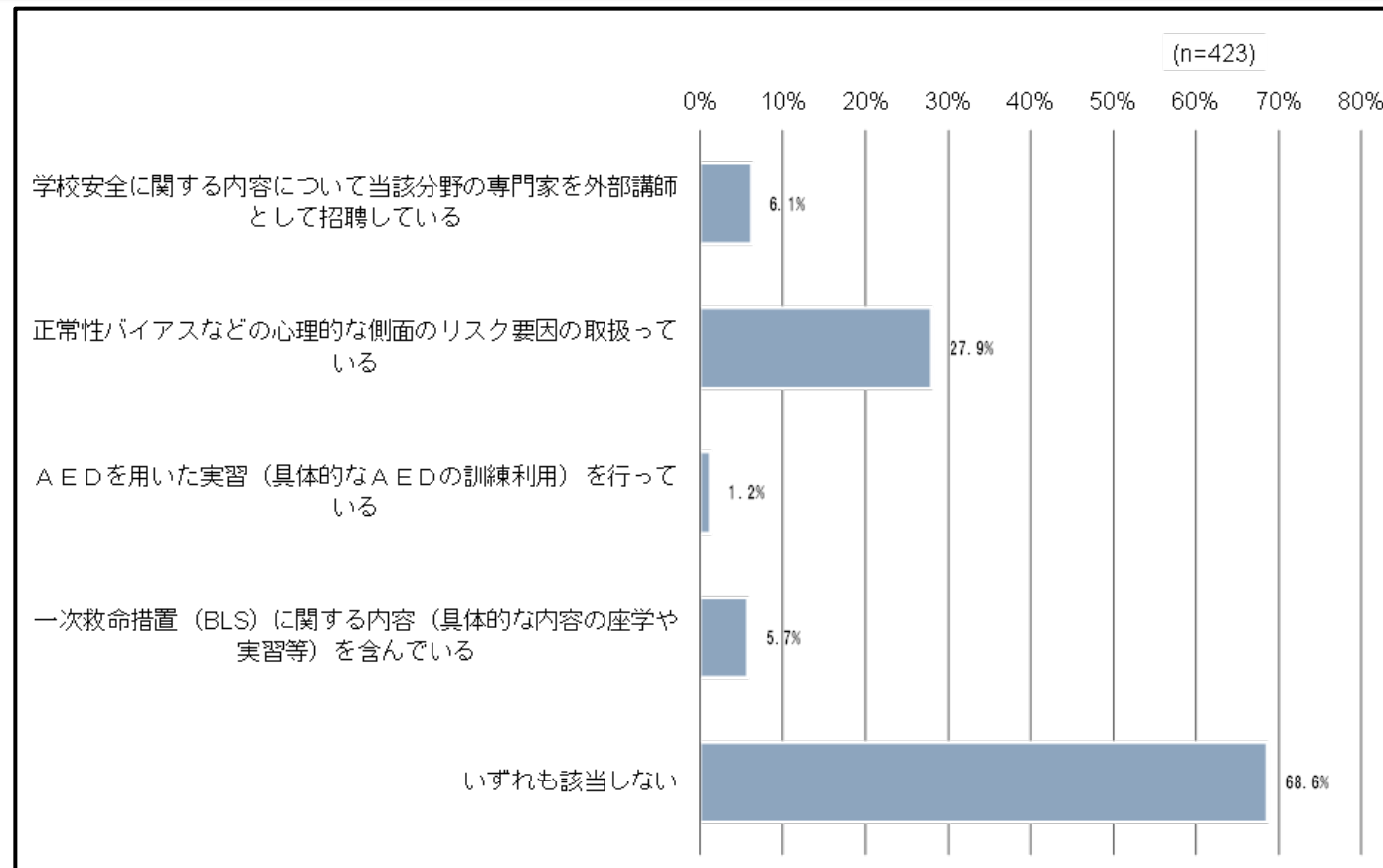
④カリキュラムにおける学校安全の対応に関するコマ数の割合



①②…①の「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に関するカリキュラムの単位数は「2単位」としている団体が74.2%と最も多く、②のコマ数（授業数）では、15コマが55.1%と過半を占めている。
③④…②のうち「学校安全を含むコマ数」（③）は、1コマ以上2コマ未満が48.9%と約半数を占めており、カリキュラムにおける学校安全の対応に関するコマ数の割合（④）は、20%未満が約7割を占める。

「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」における主要指標に該当する授業の状況

主要指標に該当する授業の状況では、「正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因」27.9%と最も多く、AEDを用いた実習を含む一次救命処置の内容を扱うケースが少ない状況にある。



授業の具体的な内容（主なもの）

専門家を外部講師として招聘しているケース

- 他校教員、教育委員会等の危機管理の現状と取組等の講義
- 警察等関係者の生活安全、交通安全等の講話
- 救命救急関係者の招聘による上級救命講習
- 学校事故対応経験者（教員含む）、被害者遺族の講演

正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因を取扱っているケース

- 東日本大震災における避難対応、過去に発生した学校における事件・事故対応
- 事故発生時の対応に関するグループディスカッション

AEDを用いた実習（具体的なAEDの訓練利用）を行っているケース

- 地元消防署等と連携しAEDを用いた実習を含む救急救命講習
- 履修ガイダンス期間中にAEDを用いた訓練を実施し、授業でも再確認を行う
- 映像視聴と実技を組み合わせた授業・グループワーク

心肺蘇生等の応急手当に係る取組の実施について

学校で**子供が倒れる・意識を失う事故**が発生

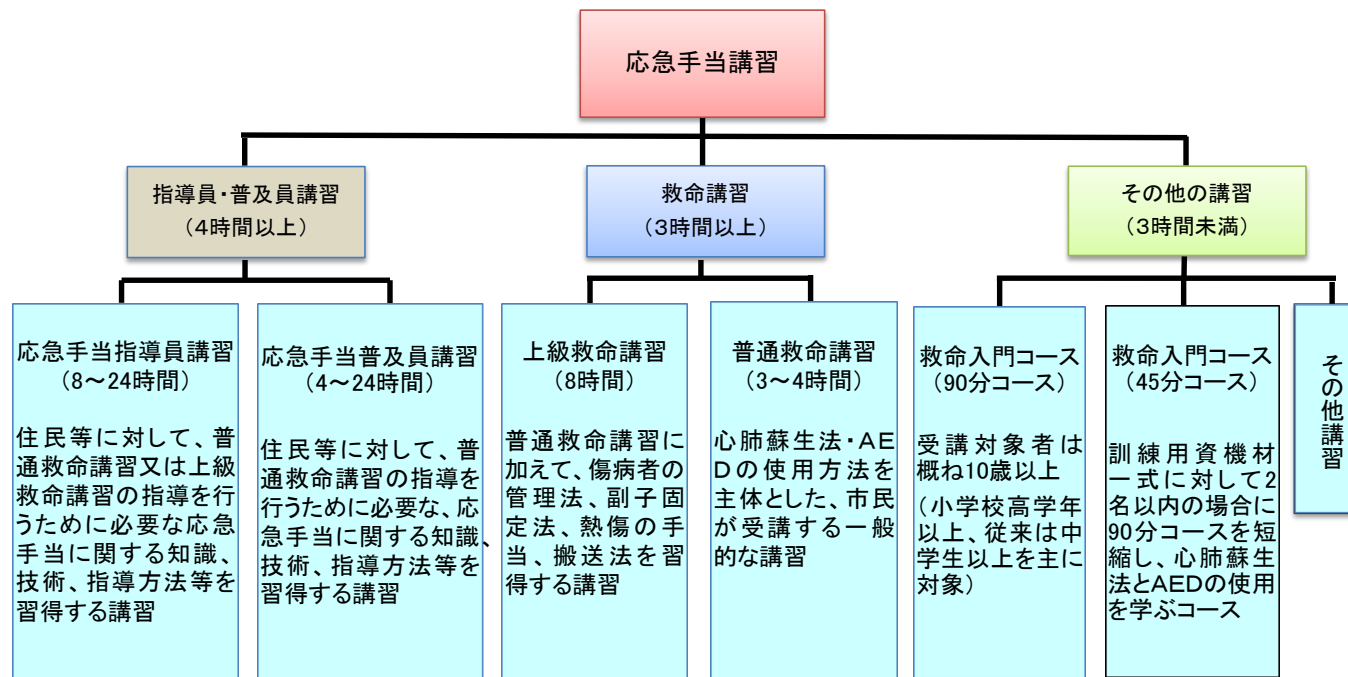
- ・ 直ちに119番通報
- ・ 迅速な応急手当
- ・ 関係者・保護者への連絡

いざという時のために・・・

応急手当については消防等と連携し
実習等を通じて学んでおくことが効果的

令和6年6月3日付け通知（6教参学第14号）で以下を紹介しています

● 各地の消防本部・消防署の協力を得て受講可能な救命講習



- ・ いずれも実習を含む講習
- ・ 具体的な実施規模・やり方は消防と相談

- ・ 消防庁Webサイトで公開しているe-ラーニング「応急手当WEB講習」で座学部分を事前受講するなど、効率的な学習方法の工夫も考えられる

【e-ラーニング「応急手当WEB講習」】
<https://www.fdma.go.jp/relocation/kyukyukikaku/oukyu/>



● 消防本部や消防署への相談方法やそのポイント

- ✓ 学生向けの講習受講を希望する場合、**希望する日程、所要時間、講習内容**をおおよそ検討のうえ相談
- ✓ できるだけ学部や学科単位でまとまって受講できるよう工夫
- ✓ **大学からの相談は所轄市区町村の消防本部へ**



第3次計画も踏まえつつ、ぜひ教職課程における積極的な学修をお願いします

文部科学省「学校安全ポータルサイト」にて、
「教職員のための学校安全e-ラーニング」を公開しています。
対象者別で、動画コンテンツと小テストから構成されており、
学校安全の基礎的な内容を効率的に学ぶことができます。
こうした基礎的な内容の学修に加え、外部講師を招いて防災等
の実際を学ぶ機会を設けたり、応急救命措置の知識を身に着ける
ためのAEDを用いた実習を行うことも有効です。



学校安全ポータルサイト
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>

基礎研修① 学校安全の全体概要

はじめに

1. 学校安全の重要性
 - [1] 学校安全の意義
 - [2] 第3期教育振興基本計画
 - [3] 学校安全の目標
～目指すべき姿～
2. 学校安全の領域と体系
 - [1] 学校安全の3領域
 - [2] 学校安全の体系
3. 学校安全に関わる法令
 - [1] 安全教育に関わる法令
 - [2] 安全管理と組織活動に関わる法令
4. 学校安全計画と危機管理マニュアル
 - [1] 「学校安全計画」
 - [2] 「危険等発生時対処要領」
5. 組織活動
 - [1] 組織活動

小テスト

サイトTOPへ戻る

前のセクションへ

再生速度 × 1

次のセクションへ

学校安全の体系

コース名称	対象者	学習目標	コース選択
基礎研修 ①～③	教職員を目指す学生等	● 学校安全に関する基礎知識を身に付けている。	基礎研修① 基礎研修② 基礎研修③
初任者等向け研修	教職員として1年目からおおむね5年目程度の方	● 児童生徒等に、安全教育を実施することができる。 ● 危機管理マニュアルの内容を理解し、マニュアルに沿って行動できる。	初任者等向け研修
中堅教職員向け研修	教職員歴がおおむね6年以上で、各学校園において中堅となって活動する教職員	● 学校安全推進の中核となり、学校安全計画の策定・見直し、危機管理マニュアルの原案作成・改善、各種学校安全活動の企画・調整・評価、校内研修の企画・推進などを行うことができる。	中堅教職員向け研修
管理職向け	管理職、又はそれに準ずる立	● リーダーシップを発揮して、校内における	